

議案第20号

かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例

かすみがうら市企業立地促進条例（平成21年かすみがうら市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第7号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第14条」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条」に、「企業立地計画」を「地域経済牽引事業計画」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改め、「又は同法第16条の規定に基づく事業高度化計画を作成し同条第3項に基づき茨城県知事の承認を得ていること」を削る。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「平成35年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。